

函館市企業局公文記号要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市企業局処務規程（平成23年函館市企業局規程第7号）第11条の規定に基づき、函館市文書取扱規則（昭和35年函館市規則第36号）の例により定める事項のうち、同規則第8条で定める公文記号の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(公文記号)

第2条 函館市企業局において使用する公文記号は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

部 課 名	公文記号
管理部総務課	函企管総
管理部経営企画課	函企管企
管理部経理課	函企管経
管理部料金課	函企管料
上下水道部業務課	函企水業
上下水道部管路整備室計画担当	函企水計
上下水道部管路整備室建設担当	函企水建
上下水道部管路整備室維持管理担当	函企水維
上下水道部浄水課	函企水浄
上下水道部終末処理場	函企水終

交通部安全推進課	函企交安
交通部事業課	函企交事
交通部施設課	函企交施
電車乗務員養成所	函企交養